

贈与

保険

資産運用

年金

不動産

将来に備えて知っておくべき!

相続とお金の 情報マガジン

10
2024

TOPICS

P2 資産安心コラム

『税務調査』は
何をすればよい?
気をつけるべきポイントを解説

P3 暮らしとお金の教養講座

どうする老後の生活資金?
定年退職後に得られる収入は

P4 相続・贈与の基礎知識

後継者に事業を承継する際に
資産の集中を円滑に行う方法

数字で見る相続

親族内承継支援が 前年度比123%に

独立行政法人中小企業基盤整備機構が公表した「令和5年度事業承継・引継ぎ支援事業の実績」によると『事業承継・引継ぎ支援センター』への相談者数は23,722者（前年度比106%）、第三者承継（M&A）の成約件数は2,023件（同120%）といずれも過去最高を記録しました。親族内承継の支援完了件数も1,558件（同123%）となりました。なお、このセンターは事業承継に課題を抱える中小企業・小規模事業者をサポートするため2021年に国が全国に設置した公的相談窓口です。

帝国データバンクの『全国「後継者不在率」動向調査（2023年）』では、経営者の高齢化が進むなかでも後継者不在率は減少傾向にあり、このような相談窓口の活用などで後継者問題が改善されていることも要因の一つと考えられます。円滑な事業承継のためにも、早めの対策をしましょう。

『税務調査』は何をすればよい？ 気をつけるべきポイントを解説

『税務調査』という言葉聞いたことがあっても、実際にどのようなことが行われるのかを理解している方は少ないのではないのでしょうか。今回は、税務調査の流れや概要、また税務調査で気をつけるべきポイントなどについて解説します。

税務調査で何が行われるのか？ 申告に問題がないかを確認する

税務調査とは、申告した内容が正しいかどうかを税務署が確認する目的で行われる調査で、事業の規模にかかわらず、すべての法人および個人事業主が調査の対象となりえます。税務調査では、経費の内容、売上・計上漏れなどについて詳細に確認され、申告に誤りなどがあれば指摘を受けることになります。

税務調査の主な流れは、次の通りです。まず、原則として調査の前に税務署から事前通知があり、調査実施日などを決定します。次に、調査当日に税務調査官が訪問し、通常は1日から数日間にわたって実地調査が実施されます。調査の範囲は、基本的には過去3年分の申告内容の確認ですが、問題が判明した場合は5年、重大な問題がある場合には最長7年までさかのぼることもあります。このため、申告の書類などは原則、7年間保管することになっています。調査の結果、指摘がなければ調査は終了ですが、指摘事項があった場合には、指摘を認めて「修正申告」を行う、もしくは指摘に納得ができないときは、不服申し立てなどを行うことができます。

税務調査が実施される時期について決まりはありませんが、秋に調査が行われることが多くなっています。これは、3月に決算を行う会社が多いため、調査が9月～12月に集中するからとも考えられます。また、税務調査が実施される頻度についても、同一事業者に対して通常は3年から5年に1度くらい調査が行われることが多いといわれています。ただし、事業規模により調査頻度も変わりますので、あらかじめいつ実施されるかを想定しておくことはむずかしいでしょう。

税務調査で気をつけるポイント 事前にできる対策とは

税務調査に対して事前にできる対策としては、次のようなものがあります。まず、調査対象となる資料やデータに不備がないかを確認しましょう。調査対象となるのは、主に申告書類など、帳簿書類、領収書・請求書・契約書・通帳などの原始資料が中心です。また、原始資料だけでなく、パソコン内のデータについても調査されることがあります。次に、指摘されやすい項目について、事前にチェックしておきましょう。たとえば、売上では計上漏れや期間のずれはないか、原価が売上と対応しているか、経費では私的な経費が含まれていないかなどが、指摘されやすい項目です。そして、調査で指摘されそうな内容がある場合は、関連する資料を準備しておくことで、落ち着いて対応することができます。

また、書面添付制度の活用も有効な対策です。この制度は、税理士が申告書の作成に関して計算、整理、相談に応じた事項を記載した書面を添付することで、税務調査を受けることになった場合、税理士に意見陳述の機会が与えられるというものです。この制度を利用すると、税務調査を実施する前に、税務署は添付書面に記載されている内容について、顧問税理士に意見を述べる機会を与えなければならないことになっています。その結果、申告した内容に問題はなく、調査の必要性がないと認められた場合には、実地調査が省略されます。

経理や税務の事務で不正な処理などを行うこともなく、日頃から資料をきちんと整備しておけば、税務調査が入ったとしても過度に心配することはありません。それでも不安に感じる場合は、その分野に詳しい専門家に相談するとよいでしょう。

どうする老後の生活資金？ 定年退職後に得られる収入は

長寿化により「人生100年時代」といわれる現在、長くなった老後の期間の生活資金をどのように確保したらよいのか気になるところです。今回は、安定した老後生活を送るために、定年退職した後でも、収入を得るための方法について紹介します。

定年退職後も働いて収入を得る 自分にあった働き方を考える

長寿化によって定年後のセカンドライフが長くなると、その分の生活資金が必要となってきます。年金を受給できるまでの待機期間だけでなく、年金受給開始後にも年金だけでは生活資金が不足する場合には、それまで蓄積してきた資金を取り崩していくことになります。

安心して老後を過ごすためには、生活資金を確保することが必要になりますが、そのためには、定年退職後も働き続けて収入を得ることも選択肢の一つです。近年では、60歳以降の生活費を就業による収入でまかなう傾向が高まっています。

定年後も働いて収入を得るには、同じ会社での継続雇用か、別の会社への再就職かの大きく2つの選択肢があります。現在は、「高年齢者雇用安定法」により、事業者には65歳までの雇用確保措置を講じる義務に加え、さらに70歳までの就業機会の確保が努力義務とされています（経過措置あり）。このため、60歳で定年を迎えると、同じ会社での継続雇用制度によって働くことを選択する人が多くなっています。この制度を利用すると、今までと同様の職場環境で仕事ができ、また定年後すぐに働けるので安心して働くことができます。

一方、定年退職後に別の会社に就職することは、これまでと異なる環境で仕事をするなど不安な面はありますが、これまでのスキルや経験を活かせる仕事に就くことで高水準の収入を得られる可能性もあります。趣味や特技を副業にすることで、そこから追加収入を得るという方法もあります。

このように、老後の生活資金の不安を解消するためには、定年後も自分にあった働き方を選ぶことにより収入源を確保することが重要となります。

今あるお金に働いてもらう 資産運用や持ち家の有効活用

働くこと以外に、お金や資産を運用することで、老後の生活資金を確保することもできます。お金の運用方法には、株式投資、不動産投資、投資信託、貯蓄型保険などがあり、それぞれの特徴は次の通りです。株式投資は、株価の動きにより大きなリターンを得ることができる反面、リスクも大きいです。不動産投資は、安定的に賃料を得ることができますが、多額の初期投資が必要です。投資信託は、投資の専門家が分散投資して運用するため、自分で株式投資をするよりリスクは低くなりますが手数料が株式投資よりも高額な傾向があります。貯蓄型保険は、保険料を積み立てながら保険金を受け取れますが、途中解約すると損失を被ることがあります。運用で老後の生活資金を確保しようとする場合には、リスクを理解した長期的な視点での投資を積み重ねることが大切です。

資産の運用では、持ち家があれば、リースバックやリバースモーゲージによって資金を調達することができる場合があります。リースバックは、持ち家を売却して資金を手に入れ、その後は賃借人としてそのまま住み続ける方法で、リバースモーゲージは、持ち家を担保にして資金を借りる方法です。持ち家があれば、お金が必要になったときに資金調達することが期待できますので、選択肢の幅が広がります。

老後は、社会との接点を目的として自分が無理のない範囲で働くのもよいですが、病気などで働けなくなる場合も出てきます。そのようなときでも生活に困ることがないように、今ある資産を有効活用し、お金に働いてもらってお金を生み出す運用も検討してみたいかがででしょうか。

後継者に事業を承継する際に 資産の集中を円滑に行う方法

事業を承継する場合、財産の相続だけでなく、後継者が承継した会社を安定して運営できるように、自社株式などの経営資源も引き継ぐ必要があります。今回は、特に株式会社について、後継者へ円滑に自社株式や事業用資産を集中させる方法について解説します。

生前贈与や遺言による資産集中 遺留分や特別受益に注意が必要

後継者に事業承継をする際、承継後に会社の経営を安定させるためには、会社の重大事項を決定できるよう2/3以上の自社株式を後継者に集中させるのが理想です。その主な方法には①**生前贈与や遺言の活用**、②**後継者による買い取り**、③**会社法の活用**などがあります。現経営者の財産の多くが自社株式や事業用資産の場合、相続開始後に後継者がこれらの財産を取得するための遺産分割協議が難航することがあります。生前贈与や遺言の活用により、後継者を受取人に指定することで、これらの財産を集中させることができます。

ただし、この方法には、次のような懸念があります。ほかの相続人から遺留分侵害額を請求され、相当する金銭がない場合に後継者が自社株式や事業用資産などを処分せざるを得なくなる可能性があります。また、生前の贈与について公平性の観点から特別受益とみなされ、後継者が相続によって取得する財産が少なくなる可能性もあります。

生前に後継者へ事業用資産売却 買い取り資金調達の支援措置も

遺留分侵害額請求などを避けるため、生前に後継者へ自社株式や事業用資産を売却する方法があります。この場合は後継者に買い取り資金が必要となりますが、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」の認定を受けることで、金融支援措置として事業承継の際に必要な資金について、日本政策金融公庫などの融資制度を利用することもできます。

また、相続の際に株式を後継者に相続させる、または後継者以外への分散を防ぐために、株式の譲渡制限、相続人への売却請求制度、種類株式（全部取得条項付株式など）の発行など会社法の制度を活用することもできます。

生前贈与や遺言の活用で、後継者に資産を集中させることもできますが、遺留分制度などにより妨げられるおそれがあります。後継者が資金難にならないよう、さまざまな制度を活用してスムーズに資産を引き継ぎましょう。